

2023/09/01

裁決内容

裁決番号 令和5年度裁決第11号

裁 決 書

審査請求人

住 所 ○○○○

氏 名 ○○○○

上記代理人

住 所 ○○○○

氏 名 ○○○○

処分庁 ○○福祉事務所長

審査請求人が令和4年12月23日に提起した処分庁による同年9月26日付け生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 審査請求人は、令和〇年〇月〇日、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護の申請をした。
- 処分庁は、令和4年9月26日、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 審査請求人は、令和4年12月23日、本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- 審査請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、次のとおり主張している。
- 審査請求人は、〇〇歳の頃、友人に誘われたことをきっかけに大麻に手を出し、その後、危険ドラッグにも手を出し、多くの薬物を乱用した。

(2) 審査請求人は、平成30年頃から〇〇が住む〇〇の実家を離れ、その後はホテルやマンガ喫茶などの各所を転々とする生活をしてきた。悪態が続いていたため、〇〇からは完全に見放されていた。

(3) 審査請求人は、時には実家に戻り、〇〇に対して大声で暴言を吐いたり、押したり振り払ったり、壁を蹴ったりして、威圧的な態度を取ることがあったため、〇〇は恐怖心から精神的ストレスを抱え、一緒に生活することは不可能であると判断し、令和〇年〇月〇日、半ば強制的に審査請求人を〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）に入寮させた。

(4) 以上のとおり、審査請求人は、4年前までは実家に居住していたが、その後はホテルやマンガ喫茶などの各所を転々とし、少なくとも生活保護申請時（令和〇年〇月〇日）には、実家から完全に離れて、〇〇〇〇に入寮し、そこで生活基盤を構築していたものであり、処分庁の「保護を実施すべき機関が〇〇市ではない」という判断は事実誤認が甚だしく、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求める理由として、次のとおり主張している。

(1) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第2は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していないなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と規定している。

(2) 〇〇〇〇は居住地として認定するための法的な位置付けがなく、「特定の便宜のために施設を利用しておらず、一定の期限の到来とともに従前の場所に復帰していく性格」の施設として捉えることが適当であると考えられる。したがって、〇〇〇〇は居住地ではなく、出身世帯があれば出身世帯の居住地を当該施設利用者の居住地として認定すべきと思慮される。

第3 裁決の理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護

者 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と規定している。

(2) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)「第2実施責任」の「居住地及び現在地の認定と実施責任の所在」(1)居住地の認定において、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護でいう居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。」と規定している。

(3) 次官通知第2において、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していないても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と規定している。

2 本件処分の違法性について

(1) 法第19条第1項において、福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対しては、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定されており、また、問答集「第2実施責任」の「居住地及び現在地の認定と実施責任の所在」(1)居住地の認定においては、「生活保護でいう居住地とは、(中略) その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。」と規定されており、○○○○は、審査請求人が生計の本拠としている場所である。

(2) 一方、次官通知第2において、「現にその場所に居住していないても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と規定されているが、審査請求人は約4年前に実家を離れている。生活保護申請時においては、○○○○に生活基盤を構築しており、○○○○を退寮したとしても、その後、○○の実家に戻ることはないと審査請求人は主張している。

また、○○については、扶養届書において、審査請求人に対する精神的支援及び金銭的援助ができないとの回答を行っており、かつ、○○は審査請求人との関係を断絶するために審査請求人を強制的に○○○○へ連れて行ったものであると主張していることから、○○に審査請求人と同居する意向がないことは明らかである。

よって、○○の暮らす実家は、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続し

ていくことが期待される場所ではなく、次官通知第2には当てはまらない。

(3) 以上のことから、次官通知第2を根拠に生活保護申請を却下した本件処分については誤りであり、法第19条第1項の規定に違反した違法な処分である。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年9月1日

審査官 群馬県知事 山本 一太

裁決 認容